

NO NUKES **まちの便り まちの声**

非核平和自治体情報誌

2014/9/15 5号

発行：非核の政府を求める京都の会

■長崎平和祈念像



■2014年8月9日長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典



■「レンズ風車」風力発電機に取り組む南丹市の有限会社共立機工



NHK(仙台市)の24時間無人ロボットカメラの独立電源として1kWレンズ風車



連載 自然再生エネルギーに挑戦する人々

—目 次—

光る「長崎平和宣言」(長崎市・田上富久市長)……………	2～3 頁
in 原爆犠牲者慰霊平和祈念式典	
連載「自然再生エネルギーに挑戦する人々」⑤風力発電……………	4 頁
「レンズ風車」風力発電機	
寄稿：大飯原発運転差止訴訟福井地裁判決によせて……………	5 頁
5・21 福井地裁判決の意義	
連載「原発のない日本を求めて、講演行脚④……………	6 頁
原発事故！ その時どこへ？—避難計画の検証—	
連載「NO NUKES 千秋(せんしゅう)の想い」⑥……………	7 頁
原発・原子力空母・有事法制…行動する自治体が出てきたぞぉ！	
国に任せていては住民の命と平和な暮らしは守れない、と行動する自治体が次々に—	

光る「長崎平和宣言」(長崎市・田上富久市長) in 原爆犠牲者慰霊平和祈念式典



写真は長崎市ホームページより

8月9日、長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典において、田上富久長崎市長は以下のような「平成26年長崎平和宣言」を行いました。安倍内閣によって集団的自衛権行使の憲法解釈が閣議決定されたなかで、これに對峙するか、人びとは固唾をのむ思いで見守ってきました。

長崎市長・田上富久氏によって発せられた「平成26年長崎平和宣言」においては、「戦争をしない」という誓いは、「被爆国日本の原点であるとともに、被爆地長崎の原点でもあります」と表明されました。以下に全文を掲載します。（ゴチックは編集部が付けました）

* * * * *

平成26年長崎平和宣言

69年前のこの時刻、この丘から見上げる空は真っ黒な原子雲で覆われていました。米軍機から投下された一発の原子爆弾により、家々は吹き飛び、炎に包まれ、黒焦げの死体が散乱する中を多くの市民が逃げまどいました。凄まじい熱線と爆風と放射線は、7万4千人もの尊い命を奪い、7万5千人の負傷者を出し、かろうじて生き残った人々の心と体に、69年たった今も癒えることのない深い傷を刻みこみました。

今も世界には1万6千発以上の核弾頭が存在します。核兵器の恐ろしさを身をもって知る被爆者は、核兵器は二度と使われてはならない、と必死で警鐘を鳴らし続けてきました。広島、長崎の原爆以降、戦争で核兵器が使われなかったのは、被爆者の存在とその声があったからです。

もし今、核兵器が戦争で使われたら、世界はどうなるのでしょうか。

今年2月メキシコで開かれた「核兵器の非人道性に関する国際会議」では、146か国の代表が、人体や経済、環境、気候変動など、さまざまな視点から、核兵器がいかに非人道的な兵器であることを明らかにしました。その中で、もし核戦争になれば、傷ついた人々を助けることもできず、「核の冬」の到来で食糧がなくなり、世界の20億人以上が飢餓状態に陥るという恐るべき予測が発表されました。

核兵器の恐怖は決して過去の広島、長崎だけのものではありません。まさに世界がかかえる“今と未来の問題”なのです。

こうした核兵器の非人道性に着目する国々の間で、核兵器禁止条約などの検討に向けた動きが始まっています。

しかし一方で、核兵器保有国とその傘の下にいる国々は、核兵器によって国の安全を守ろうとする考えを依然として手放そうとせず、核兵器の禁止を先送りしようとしています。

この対立を越えることができなければ、来年開かれる5年に一度の核不拡散条約（NPT）再検討会議は、なんの前進もないまま終わるかもしれません。

核兵器保有国とその傘の下にいる国々に呼びかけます。

「核兵器のない世界」の実現のために、いつまでに、何をするのかについて、核兵器の法的禁止を求めている国々と協議ができる場をまずつくり、対立を越える第一歩を踏み出してください。日本政府は、核兵器の非人道性を一番理解している国として、その先頭に立ってください。

核戦争から未来を守る地域的な方法として「非核兵器地帯」があります。現在、地球の陸地の半分以上が既に非核兵器地帯に属しています。日本政府には、韓国、北朝鮮、日本が属する北東アジア地域を核兵器から守る方法の一つとして、非核三原則の法制化とともに、「北東アジア非核兵器地帯構想」の検討を始めるよう提言します。この構想には、わが国の500人以上の自治体の首長が賛同しており、これからも賛同の輪を広げていきます。

いまわが国では、集団的自衛権の議論を機に、「平和国家」としての安全保障のあり方についてさまざまな意見が交わされています。

長崎は「ノーモア・ナガサキ」とともに、「ノーモア・ウォー」と叫び続けてきました。日本国憲法に定められた「戦争をしない」という誓いは、被爆国日本の原点であるとともに、被爆地長崎の原点でもあります。

被爆者たちが自らの体験を語ることで伝え続けてきた、その平和の原点がいま揺らいでいるのではないかと、という不安と懸念が、急ぐ議論の中で生まれています。日本政府にはこの不安と懸念の声に、真摯に向き合い、耳を傾けることを強く求めます。

長崎では、若い世代が、核兵器について自分たちで考え、議論し、新しい活動を始めています。大学生たちは海外にネットワークを広げ始めました。高校生たちが国連に届けた核兵器廃絶を求める署名の数は、すでに100万人を超えました。

その高校生たちの合言葉「ビリョクだけどもリョクじゃない」は、一人ひとりの人々の集まりである市民社会こそがもっとも大きな力の源泉だ、ということを私たちに思い起こさせてくれます。長崎はこれからも市民社会の一員として、仲間を増やし、NGOと連携し、目標を同じくする国々や国連と力を合わせて、核兵器のない世界の実現に向けて行動し続けます。世界の皆さん、次の世代に「核兵器のない世界」を引き継ぎましょう。

東京電力福島第一原子力発電所の事故から、3年がたちました。今も多くの方が不安な暮らしを強いられています。長崎は今後とも福島の日も早い復興を願い、さまざまな支援を続けていきます。

来年は被爆からちょうど70年になります。

被爆者はますます高齢化しており、原爆症の認定制度の改善など実態に応じた援護の充実を望みます。

被爆70年までの一年が、平和への思いを共有する世界の人たちとともに目指してきた「核兵器のない世界」の実現に向けて大きく前進する一年になることを願い、原子爆弾により亡くなられた方々に心から哀悼の意を捧げ、広島市とともに核兵器廃絶と恒久平和の実現に努力することをここに宣言します。

2014年（平成26年）8月9日

長崎市長 田上 富久

連載

「自然再生エネルギーに挑戦する人々」⑤ 風力発電
「レンズ風車」風力発電機

南丹市 有限会社 共立機工 社長 岩永康弘さん

今回は、「レンズ風車」と呼ばれる風車を使った風力発電の開発に取り組む、南丹市の有限会社共立機工を訪問しました。

* * *
南丹市に一風変わった風車があります。丸い輪の中に羽根の付いた集風レンズで風を集めてエネルギーを発生させる「レンズ風車」と呼ばれる風力発電機です。共立機工社長の岩永康弘さんがこの風車に出会ったのは5～6年前。町工場としてメーカの下請けをしてきた岩永さんが、何か新しい取り組みができないかと思っていた時に、九州大学応用力学研究所の大屋裕二教授が研究する新たな形の風力発電機を知りました。岩永さんはその研究を知ると大屋教授に連絡し、「レンズ風車の部品加工をお手伝いさせて頂けませんか。」と願いでました。想いはすぐには叶いませんでしたが、岩永さんの熱意と共立機工の技術力によって、「レンズ風車」の加工・製造の一端を担うこととなりました。

風力発電は風のエネルギーを使った再生可能エネルギーです。通常の風力発電は、羽根が3枚ついた大きな風車が風の力で回りはじめて発電します。EUやアメリカ、中国などではかなり普及しつつありますが、日本ではそれほど普及していないのが現状です。その原因は、風の変動に伴ってエネルギーの発生が変化することや騒音被害、また平野が少ないことなどが挙げられます。

「レンズ風車は従来の風車とは少し違います。」と岩永さんが話し始めます。①レンズとよばれる集風リングによって発生した渦が気圧を下げ1.5倍ほどに加速した風がブレード(羽根)を回転させます。風のエネルギーは風速の3乗に比例し、およそ3倍の発電量を得ることができる。そして強

* * *
風に強く、コンパクトで設置場所の制約が少ないなどの点でメリットがある。②発生する空気の渦のメカニズムにより騒音が大幅に軽減される。③集風レンズが鳥の目にもよく見えるため、鳥とブレードの衝突事故が起きにくい。レンズ風車はパワフルで、静かで、優しいと説明します。さらに、テレビでも取り上げられた「洋上浮体式発電実験」によって、洋上での風力発電としても近々威力を発揮するべく開発が進められているとのこと。また同じ九州大学応用力学研究所の内田孝紀准教授が研究されている風の動きを予測する風況解析ソフトも、レンズ風車などの風力発電の普及を後押しすることになると強調します。

現在製造されている「レンズ風車」は、出力が3kWと1kWのものががあります。1kWの小型レンズ風車では高さが9mで、集風レンズ外形も1.9mなので、狭い土地にも設置することが可能です。すでにNHKの24時間無人口ボットカメラの独立電源として活用されたり、いわき市観光物産センターの駐輪場の照明用にも利用されています。共立機工にも各地からレンズ風車の設置を考える人たちが訪れ、岩永さんは設置費用・風況・出力量



から採算が取れるかを丁寧に説明しています。

いま、「風力発電事業を通して日本の自然エネルギー需要に貢献すると共に裾野の広い部品産業事業を通して地域社会に貢献する」との目的で立ち上がった「リアムウインド社」と九州大学が共同開発する形で進んでいます。工場部門は共立機工など十数社の町工場が集まり、部品などの加工や製造に携わっています。岩永さんは、「レンズ風車はカナダの国立風力エネルギー研究所のテストで

合格し、日本適合性認定協会でも認証を取得した。今後は生産体制や販売ルートなどのマニュアル化の検討が必要になる。2011 年 3 月 11 日以降は、とくにこんなに素晴らしい仕事に関われていることと日本の町工場の力に、自信と責任を持って仕事をしている。」と抱負や想いを熱く語りました。

※有限会社 共立機工 京都府南丹市園部町若森
高橋 4-1 TEL : 0771-65-0065

大飯原発運転差止訴訟福井地裁判決によせて

5・21 福井地裁判決の意義

宗川吉汪（日本科学者会議）

大飯原発 3、4 号機の運転差止めを命じた 5・21 福井地裁判決は、原発運転差止訴訟の歴史に残る画期的判決でした。

福井訴訟は、2012 年 11 月 3 日、原告 154 名によって関電を相手に提訴されたものです。その後、2013 年 3 月 11 日に 35 名が加わり、合わせて原告は 189 名になりました。8 回の口頭弁論をへて 2014 年 3 月 27 日に結審し、5 月 21 日に判決が下されました。被告の関電は直ちに控訴しました。

原告らは、人格権と環境権に基づいて原発運転差止め請求を行いました。また、原発の安全性についての立証責任は原告側にではなく被告に負わせるべきだ、と主張しました。

対する被告の関電は、環境権は権利内容などが不明瞭で、人格権も明文の規定がないから差止めの根拠にはならない、さらに、立証責任は民事訴訟の一般原則に従って原告が負うべきだ、と主張しました。

福井地裁は、周知の通り、原告側の人格権に基づく差止めの主張に軍配を上げた形となりました。地裁は、人格権が、個人の尊重・幸福追求権を定めた憲法 13 条ならびに国民の生存権を定めた 25 条に基づく憲法上の権利であるとして、「我が国の法制下においてはこれを超える価値を他に見出すことはできない」と述べたのです。

環境権については判断する必要がないとしました。しかし、福島やチェルノブイリの状況をふまえて原発事故の際の避難区域を 250 キロメートルとするのは過大ではないとする判断を示したことで、実質的に環境権を認めたことになると思います。

福井判決の最大の特徴は、原発の危険性（安全性）の立証責任を原告や被告に求めることなく、直接、審理の対象にしたことです。その結果、裁判所自身が、原発が本質的に危険であること、大地震予知が本来的に不可能であること、使用済み核燃料保管が極めてずさんで危険な状態にあること、などを明らかにしました。そしてその上で、「原告のうち、大飯原発から 250 キロメートル圏内に居住する者は、本件原発の運転によって直接的にその人格権が侵害される具体的な危険があると認められるから、これらの原告の請求は容認すべきである」と結論したのです。

原子力規制委員会は、9 月 10 日、九電の川内原発 1、2 号機について新規規制基準に適合するとする審査書を正式決定しました。しかしこの適合性審査は決して原発の安全を保障するものではありません。福井判決は以下の警告を発しています。「被告（電力会社）の再稼働申請に基づき、5、6 に適示した問題点（地震による冷却機能の喪失ならびに使用済み核燃料の閉じ込めの不完全性）が解消されることがないまま新規規制基準の審査を通過し本件原発が稼働に至る可能性がある。こうした場合、本件原発の安全技術及び設備の脆弱性は継続することになる。（括弧内は筆者の補足）」ここで「本件原発」が、大飯原発だけでなく川内原発をはじめ日本のすべての原発を指すことは明白です。

湯川秀樹は、「核兵器は必要悪」という核抑止神話を批判して「核兵器は絶対悪」と言いました。私は、「原発は絶対安全」という安全神話を批判して「原発は絶対危険」と主張しています。司法による今回の原発の本質的危険性の指摘ならびに人格権に基づく原発差止めの判断は、これからの原発ゼロに向けた運動にとって大きな励みになると思います。

連載：原発のない日本を求めて、講演行脚④

原発事故！

その時どこへ？—避難計画の検証

市川章人(元京都府立高校教諭)

■避難計画を検証する冊子を発行

前回と似た表題だが、今回は8月9日に京都自治体問題研究所から発行した冊子のタイトルである。

今、原発再稼働をめぐって、事故時の避難計画がまともにできていないことが深刻な問題になっている。原発事故は住民すべてを巻き込む。立場の違いを超えて多くの人に共に考えてもらうことを願って、自治体問題研究所の2人と共同執筆した。

内容は、①国の原発防災計画指針の実態と問題点、②京都府と府内市町の避難計画の問題点と課題、③福島原発事故による避難とその後の実態、それに、琵琶湖汚染の影響や放射線の被害、地震や火山についての補足である。

■迅速避難と安全確保の両立は超難問

原発事故による避難は、他の災害による避難とは全く異質の困難が伴う。それは、目に見えず、浴びても感じない放射線、殺菌のように無害化できず、小高い場所で助かる津波とも異なり、どこまでもどこにでも拡がり侵入する放射性物質のためである。高濃度の放射能気流が100km以上拡がる場合もあり、膨大な数の住民が遠方へ急いで逃げなければならない。しかも、汚染検査の“関所”がある。これは健康被害をさけ、汚染拡大を防ぐために不可欠である。このような避難のあり方が、安全確保と迅速避難の両立を極めて困難にする。

■国は「両立」を放棄し、被ばく計画にしている

これに対し、国の原発防災計画の指針は「両立」を放棄し、安全を犠牲にする内容を随所に入れた。その例が、前回も述べた、地震・津波を想定しないこと、汚染拡大を少なく見せるシミュレーション、かなりの放射線量まで容認する基準、災害対策重点地域を概ね30km内に抑えたことである。

加えて、国の指針ではUPZ(5~30km)の住民は、放射性物質放出という事態になっても避難させず、空間線量が1時間あたり500マイクロシーベルト

超になって初めて避難開始を指示することになる。

また、避難途中の「中継所」で行う汚染検査と除染に対し原子力規制庁は「効率化」と称する手抜きを自治体に指導している。例えば、「①自動車に同乗した集団の場合、車両の汚染検査で基準値以下なら乗

員の検査をしない。②車両の汚染が基準を超えた場合は、一人だけ検査し、その値が基準以下なら他の乗員は検査しない」などである。

しかも、除染基準は安定ヨウ素剤服用基準の6倍ほどであり、これ以下なら放置することになる。

このように安全を保障しない行為は避難とは言えない！避難計画でなく被ばく計画である。

■避難すべきは原発！それでも必要な避難計画！

安全確保が困難ならば、原発をやめるしかない。それでも、大量に残る使用済み核燃料に対し、避難計画は作っておかねばならない。安全確保と迅速避難の両立のためには、大々的な国家的対応と自治体への財政支援が必要である。

また、避難訓練によって、避難計画の実効性を高める改善を進め、併せて、住民に適切な判断・行動ができる認識形成と危機意識の喚起が必要である。

自治体職員や防災・医療・福祉・学校関係者などは、事故時に厳しい判断と行動を迫られ、大きな責任を負うことになるだけに、原発防災計画・避難計画の課題に精通することが不可欠になる。

9月から目白押しの学習会では、これらのことを訴え、共に考えるきっかけを広げたい。

(当会事務局長代行)

※この本のお求めは京都自治体問題研究所へ
Tel:075-241-0781 Fax:075-708-7042
e-mail:kjitiken@red.email.jp



せんしゅう
連載: NO NUKES 千 秋の想い

原発・原子力空母・有事法制……

行動する自治体が出てきたぞお！

国に任せては住民の命と平和な暮らしは守れない、と行動する自治体が次々に一。

長谷川千秋（元朝日新聞大阪本社編集局長）

北海道函館市役所の公式 WEB サイトには「函館市は大間原子力発電所建設の無期限凍結を求めています」の大スローガン。これをクリックすると、建設凍結のための提訴について詳しく説明しています。そう、津軽海峡を挟んだ対岸の青森県大間町で進む大間原発の建設をストップさせるため、2014 年 4 月 3 日、国と電源開発（Jパワー）を相手取り、自治体としては全国初の原発建設差し止め訴訟を東京地裁に起こしたのです。提訴を牽引したのは、市役所生え抜きの工藤寿樹市長。7 月 3 日の第 1 回口頭弁論では、原告代表として市長自ら意見陳述に立ち、35 分間、熱弁をふるいました。



福島第 1 原発事故を受け、国は防災指針を見直し、自治体の避難計画の策定を原発から半径 30km 圏内に拡大しました。函館市と大間原発との距離は最短で 23km。しかも大間原発は使用済み核燃料からのプルトニウムとウランを混ぜた MOX 燃料だ

けで発電する世界でも未経験の「フル MOX」方式。過酷事故が起これば大被害の巻き添えを食う危険がある。なのに「3・11」から 1 年半後には建設再開。建設への同意権が立地自治体にしかないのは理不尽だ一と訴えています。

「海に浮ぶ原発」とも言われる米海軍横須賀基地（神奈川県横須賀市）配備の米原子力空母「ジョージ・ワシントン」（GW）にも、自治体は敏感になってきました。「3・11」後も国は 10 年前の「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」をそのまま放置、原子力規制委員会作成の新基準との間で避難基準の食い違いが生じているのです。横須賀市の南隣で米海軍横須賀基地から最短で 10km の三浦市は 3 月 25 日、地域防災計画を修正して「原子力艦対策」の柱を新設、事故時の避難誘導体制の整備などを盛り込みました。米軍基地を抱えない自治体の取り組みとしては全国初。対岸の千葉県富津、木更津、南房総 3 市も三浦市に続きました。

もう 1 つ、本コラム 2 回目に取り上げた話の続編。有事法制の「国民保護法」に基く保護計画を持たない数少ない自治体の 1 つだった被爆地・長崎市が、全国でも初めて核攻撃を受けた際の対処など関連記述を盛り込まない保護計画を 1 月 24 日、策定しました。国の基本指針では具体的な被害想定や対応策が不明確だと主張してきた末の「抵抗」の産物でした。残る国民保護計画未作成自治体は全国で 7 市町村（消防庁調べ、2014 年 4 月現在）。うち 6 町村が沖縄県内。1 市は新潟県加茂市です。5 期目の元防衛庁教育訓練局長、小池清彦市長の論理は明快です。「国民保護法は有事の際、住民を戦闘に巻き込み、沖縄戦と同じことになる。加茂市は『戦時平和都市宣言』を行い赤十字の旗 10 万本を立て並べ、ジュネーブ条約によって市民の安全を確保することが最善の策と考える」（5 期目市長選公約）。

（当会常任世話人）

編集後記

★南丹市の共立機工・岩永社長さんが、メーカーの下請けから、時代を先取りする「レンズ風車」風力発電機に取り組む真剣な語りに感動を覚えました。★8 月 6 日、今年も広島市の平和記念式典に出席しました。編集後記を書き始めた 9 月 12 日夜、NHKドキュメント「原爆ドームの見える岸辺で」が始まりました。“朝から広島に来て原爆ドームの絵を描く小学 4 年生”“裸足で東京から来て原爆ドームを前に前衛舞踊を踊る青年”そして“原爆ドームをじっと見つめる人人人”。式典にも原爆で非情にも亡くなった家族や知人を想い平和を祈る人人人がありました。（伊藤）

編集・発行: 非核の政府を求める京都の会 〒606-8397 京都市左京区聖護院川原町 4-13 教育会館別館 1 階
Tel・Fax: 075-771-0729 Mail: hikaku-kyoto@nifty.com ホームページ: <http://homepage2.nifty.com/hikaku-kyoto/>